

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和6年8月29日

担 当	東京労働局職業安定部職業対策課
	課長 前田 信次
	助成金事務センター室長 三田 陽子
	助成金事務センター室長補佐 萩生田 義昭
	電話 03-5909-3122

## 雇用調整助成金を不正に受給した事業主及び

## 不正受給に関与した社会保険労務士の公表について

東京労働局（局長 富田 望）は、今般、下記事業所について、当該助成金を不正に受給したこと及び、下記社会保険労務士について不正受給に関与したことを確認しましたので、公表します。

事業主	名称	ビストロカフェ gava
	代表者氏名	大村 尚輝
事業所	名称	ビストロカフェ gava
	所在地	東京都練馬区関町北 4-4-15 バルノービル 1F
	事業の概要	飲食業
社会保険労務士	名称	小川社会保険労務士事務所（登録抹消済）
	所在地	東京都渋谷区東 2-12-5 Atelier Est6 号室
	氏名	小川 賢
不正受給の概要	助成金名	雇用調整助成金
	金額 (返還状況)	1,098,872円（未返還）
	支給決定等 取消年月日	令和6年8月23日
	内容	社会保険労務士（以下、社労士とする。）が、実際の休業日数よりも過大に休業したとする虚偽の申請書類を作成、事業主は作成された虚偽の申請書類を確認しないまま社労士に申請依頼をし、当該助成金を不正に受給したものの。